

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第40期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

2024年5月31日作成

監査法人名 UHY 東京監査法人  
所在地 東京都品川区上大崎3-1-1  
JR 東急目黒ビル4階  
代表者 原 伸之

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的と沿革

##### （1）監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談に応じる業務

##### （2）監査法人の沿革

1984年4月 愛知県豊橋市にサンエー監査法人を設立  
1995年12月 東京事務所を設置、豊橋事務所が本店  
1997年11月 京都事務所を設置  
1999年9月 本店を東京に移転  
1999年12月 法人名称をサンエー監査法人からビーエー東京監査法人へ変更  
2007年7月 奥多摩事務所を設置  
2008年3月 豊橋事務所の閉鎖  
2011年6月 法人名称をビーエー東京監査法人から UHY 東京監査法人へ変更  
2012年6月 奥多摩事務所の閉鎖  
2019年9月 名古屋事務所を設置  
2022年6月 京都事務所の閉鎖

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### （1）業務概要

監査業務（第1項業務）としては、金商法監査が1社増加、その他の任意監査5社増加、その結果、別記の通り86社（申請書の提出日現在）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況 (2024年3月31日現在)

種別	被監査会社等数
金商法・会社法監査	19社(19社)
金商法監査	35社(0社)
会社法監査	14社(4社)
その他の法定監査	5社
その他の任意監査	13社

(注) ( ) は大会社等数で内数である。

(4) 非監査証明業務 (2024年3月31日現在)

区分	対象会社数	対前年度増減
大会社等	1社	0社
その他の会社等	7社	1社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人では、監査業務の品質が最優先されるという考え方を基本とし、職業的専門家として常に公正・厳格な態度で、監査を行うことの重要性を全体に周知徹底しています。

② 経営管理に関する措置

当監査法人では、内部管理体制について、「監査の品質管理規程」を定め、同規程を中心とする内部規程に準拠しています。また業務執行の適正性を確保すべく、規程の改廃や法令準拠体制を含め、品質管理委員会による日常的監視、定期的検証者による定期的な検証にて業務管理体制の整備が委ねられており、必要性に応じて法律顧問に相談することになっています。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法等各種法令、日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当監査法人では通達、研修等を通じ、周知徹底を図っております。

(2) 業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保 (独立性の保持のための方針の策定)

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、不正リスクを含む品質管理システムに関する最終的な責任は、代表が負っており、品質管理の整備、運用に関する責任は、毎年社員総会で選任された品質管理委員長が担っています。

② 独立性保持のための方針の策定  
(職業倫理)

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理規則に準拠し、職業論理及びその遵守に関する方針及び手続を定めています。また、職業倫理に関する研修を每期行っており、独立性に関する諸規定等の周知徹底を図っております。

(独立性)

当監査法人に関連する法人及び監査従事者を含む職員全員に対し、定期的に独立性を確認する手続を実施しています。また、職員全員に法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に定められた独立性の規制を遵守する方針及び手続である「職業監査人としての倫理規程」を周知徹底しています。さらに、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供についても、非監査証明業務の受嘱を検討の都度、独立性に問題がないかを審査し、諸規定への遵守を確認しております。

(ローテーションの方針及び手続)

当監査法人は、業務執行社員のローテーションについて、公認会計士法第34条の11の3及び第34条の11の5第1項の規定等に準拠した方針及び手続で運用しています。

(インサイダー取引防止への取り組み)

当監査法人は、インサイダー取引防止規定の整備と運用を行っております。

(情報セキュリティへの取り組み)

当監査法人は、情報セキュリティに適切に取り組むために、情報管理委員会を設置し、情報管理委員長が責任を担っています。また、当監査法人では定期的に情報セキュリティに関する研修を行うとともに、法人の情報セキュリティ体制について、每期情報管理委員会が検証を行い、その結果を法人の品質管理体制とあわせて代表に報告しております。

③ 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、被監査会社に対するリスクを総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の承認手続きを経て、監査契約の新規手続、更新の可否を決定しております。

④ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任  
ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人では社員の報酬の決定に当たり、品質管理を最優先の評価項目とし、法人運営業務や個別業務への貢献を考慮した社員評価を実施した上で、ガバナンス委員の意見を聴取し決定することとしています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、監査実施者の採用、教育、訓練、評価及び選任等の人事に関する方針と手続を定めています。専門要員は当法人の研修と日本公認会計士協会が実施する継続的専門教育（CPD）プログラムの受講が義務付けられており、非常勤職員を含む全専門要員に必修研修の受講及び年間 40 単位の CPD 取得を義務付けるとともに、管理本部において履修状況の管理を行っています。また、適時にオン・ザ・ジョブ・トレーニングが実施されています。監査チームは、能力・経験及び独立性を考慮して選任されます。

ウ. その他

職員に対する研修は、年次研修計画に基づき実施され、職員に要求されるスキルの目安は「スキルチェックシート」として公表し、年 2 回の査定面談時にスキルの棚卸を行っています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問い合わせ

当監査法人では、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない重要な事項について、品質管理委員会を窓口とした「専門的な見解の問合せ」の仕組みを構築しており、監査チームからの問合せに関し、監査チーム外の十分な知見のある人員を交え、法人として最善の見解を導けるよう運用を行っております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、監査実施者間、専門的な問い合わせの依頼者と助言者の間、業務執行社員、審査委員との間に監査上の判断の相違がある場合の方針と手続を定めています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

審査委員会規程において、審査の詳細を定めています。すべての監査業務において所定の審査を受審することとしており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

上場会社の審査については、全て複数名での審査を実施する体制としています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

最終的な整理保存が完了した監査調書については、施錠可能なキャビネットに保存することとし、持出の原則禁止と持ち出す場合の手続きを定めています。

オ. その他

当監査法人では、監査業務の質を確保するために、不正リスクへの対応を含む監査マニュアルを整備運用し、これに準拠した監査業務を実施しています。

⑥ 業務の品質の管理の監視に関する措置

品質管理システムに関する方針や手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、日常的な監視及び定期的な検証を実施しています。

日常的な監視の結果については、1年に1度、品質管理委員長から代表に報告が行われています。

定期的検証については、毎年すべての業務執行社員を対象として実施しており、識別した不備については、不備の影響を考慮の上、適切な対応をとるとともに、原因と改善策を策定することとしております。

⑦ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

業務の品質の管理の方針については、監査の品質管理規程に定めるとともに、その実施に関する責任者の選任及び責任の所在については、品質管理委員会規程として定めています。

品質管理委員長及び品質管理委員の選任要件については、上場会社監査経験等一定の要件を定めています。

品質管理委員長の選任・再任に当たっては、候補者を選定の上、社員総会の決議を経て行われます。その他品質管理委員の選任は、品質管理委員長推薦のもと、品質管理委員長と法人代表で協議の上、選任されます。品質管理委員長、品質管理委員とも任期は1年としております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除する措置

当監査法人では、公認会計士である社員以外の者が、監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するために、適切な品質管理システムの運用を行っています。

(4) 直近において公認会計士法 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

品質管理レビュー 2023 年 1 月及び 3 月

改善状況の確認 2024 年 3 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う代表が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項  
該当ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する次に掲げる事項

（1）提携を行う当該外国事務所等の称号または名称

UHY International

（2）提携を開始した年月

2011 年 2 月

（3）業務上の提携の内容

グローバルレベルでの監査等クライアントの紹介と年間数回の会議参加による情報交換、海外研修会への参加があります。

（4）ネットワーク及びその取り決めの概要

UHY international との関係は、メンバーシップ契約を基礎としています。メンバーは、UHY のロゴを使用することができ、各メンバー・ファーム間では、業務機会の紹介、人材サポートと技術的なサポートがなされます。各メンバーは、契約の遵守、メンバー・フィーの支払い義務があります。

## 二. 社員の概況

1. 社員の数 10 名

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称 代表社員会

合議体の目的 経営の基本方針など

人数 4 名（公認会計士）

## 三. 事務所の概要

（主）東京本部 東京都品川区上大崎 3-1-1JR 東急目黒ビル 4 階 社員数 9 名（公認会計士）  
公認会計士である使用人の数 6 名

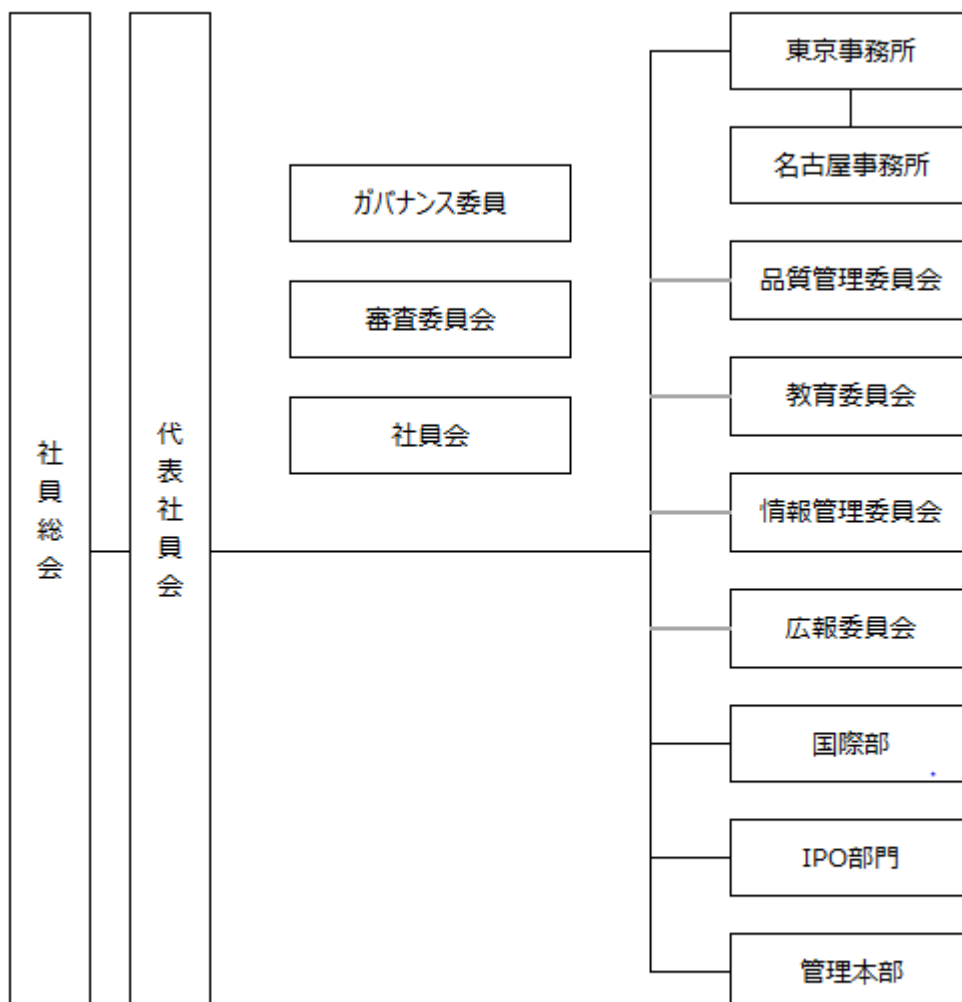
(従) 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 4階

社員数 1 名 (公認会計士 1 名)

公認会計士である使用人の数 2 名 (1 名は非常勤)

#### 四. 監査法人の組織の概要

(2024 年 3 月 31 日現在)



## 五. 売上高の概要

### 1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期
監査証明業務	905	913
非監査証明業務	8	15
合計	913	928

### 六. 被監査会社等（大会社に限る。）の名称

(2024年3月31日現在)

アクモス株式会社

株式会社アールシーコア

株式会社 CAICA DIGITAL

株式会社ガイアックス

ギグワークス株式会社

株式会社クシム

**Shinwa Wise Holdings** 株式会社

株式会社ダブルスタンダード

中央ビルト工業株式会社

株式会社テリロジーホールディングス

株式会社ドン・キホーテ

ナイス株式会社

日本アセットマーケティング株式会社

株式会社 NEW ART HOLDINGS

株式会社ネクスグループ

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

株式会社フィスコ

フェスタリアホールディングス株式会社

株式会社丸八ホールディングス

ユニー株式会社

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

ジェイドグループ株式会社（旧社名：株式会社ロコンド）

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルフィナンシャルサービス